

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在99か国が署名し、74か国が批准しています。核兵器禁止条約は、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」さらにその「使用」と「使用すると威嚇」も禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

日本国民のおよそ9割が戦争を知らない世代となり、悲惨な体験を後世に伝えていかなければなりません。

国際社会はこれまで1970年に発効した核拡散防止条約（NPT）の下で核軍縮を進めてきました、NPTには3つの柱があり一つには核保有国による核軍縮、2つ目には非保有国への不拡散、3つ目が原子力の平和利用がありますが、現在の国際状況を見ると核兵器保有国による威嚇など不安定化の要因には5大国には核兵器の保有が認められている事が核保有国と核を持たない国との不平等差が生じており、核兵器廃絶の取り組みに向けた条約への反対は矛盾するものです。

核保有国のアメリカとイスラエルは2026年2月28日、イランへの先制攻撃を行いました。これらは核兵器禁止条約にも、先制攻撃禁止の平和的解決を定める国連憲章にも違反するものです。

またロシアの指導者はウクライナへの軍事侵略において「世界で最も強力な核保有国の一つだ、我が国を攻撃すれば壊滅し悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇も行い、パレスチナでは閣僚がガザへの核兵器使用も「選択肢」との発言もありました。

我が国は広島・長崎の経験を有する唯一の戦争被爆国で、世界のリーダーとして国内外の世論と核廃絶の流れを積極的に主導すべきで、戦争のない平和な世界の実現は国民恒久の願いです。

2024年12月10日、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

よって日本政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう強く求めるとともにそれまでの期間は、オブザーバーとして締結国会議及び検討会議に参加するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

【提出先】

衆議院議長	森	英介	殿
参議院議長	関口	昌一	殿
内閣総理大臣	高市	早苗	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿
防衛大臣	小泉	進次郎	殿